

上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場指定管理者公募に関する質問及び回答

No	書類等の名称	ページ	質問事項	質問内容	回答
9	上尾伊奈斎場つつじ苑基本協定書（案）	11	第7章 損害賠償及び不可抗力 （保険） 第45条 業務の実施に当たり、甲が加入しなければならない保険は、以下のとおりとする。 （1）火災保険	甲が加入する火災保険の補償内容に、落雷等による設備の故障・破損は含まれているのでしょうか。	対象となります。
10	瓦葺ふれあい広場基本協定書(案)	12	第7章 損害賠償及び不可抗力 （保険） 第41条 業務の実施に当たり、甲が加入しなければならない保険は、以下のとおりとする。 （1）火災保険	甲が加入する火災保険の補償内容に、落雷等による設備の故障・破損は含まれているのでしょうか。	対象となります。
11	上尾伊奈斎場つつじ苑指定管理者業務仕様書	4～5	6 指定管理者が行う業務 （1）斎場利用に関する業務 ①受付及び予約システム運用業務 ・指定管理者は、予約システムを常時正常に稼働できるよう、機器の日常点検等を実施しなければならない。また、運用にかかる機器の電気代、プリンター消耗品等の費用は、指定管理者が負担するものとする。	電気代は、斎場に関する経費の負担区分表において「市」負担となっておりますが、予約システム運用にかかる機器の電気代は指定管理者の負担でしょうか。	予約システムの運用にかかる電気代も市の負担となります。当該仕様書5ページの該当部分「機器の電気代、」という文言は削除いたします。
12	上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場指定管理者募集要項	3	4 指定管理に係る指定管理料 （3）修繕費は上尾伊奈斎場つつじ苑については毎年度340万円として、瓦葺ふれあい広場については毎年度80万円として算出してください。	照明は一部LED化されていますが、その他の照明についてもLEDに変更される予定でしょうか。変更の費用については、甲乙どちらの負担でしょうか。	既にLED化されている照明を除き、令和8年度に斎場及び広場の大部分の照明をリース方式によりLEDに更新する予定です。当該リースに係る費用及び保守料や修繕費については、市の負担となります。なお、当該リース以外の照明の修繕費等は指定管理者の負担といたします。